

規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」に、「別表」を「別表第一の」に改める。

第二十五条第二号中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に、「第二条第一項の特定物質」を「第二条第二項の特定物質等」に改め、同条第三号中「特定物質」を「特定物質等」に改める。

第六十条第一号中「第十五号まで、第十七号から」を削り、同条第二号中「並びに」を「及び」に改め、「第十六号及び」を削る。

別表第二の備考二中「K六八三三」を「K六八三三一及びK六八三三二」に改め、同表の備考四八を次のように改める。

ハ 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第二条第二項の特定物質等

別表第二十一の一五の項を次のように改める。

一五	シスー・ニジクロロエチレン若しくはトランスー・ニジクロロエチレン又はこれらを合わせたもの	検液一リットルにつきシスー一・ニジクロロエチレン及びトランスー・ニジクロロエチレンの量の合計〇・〇四ミリグラム
----	--	---

附 則

この規則中第十一条第一号、第二十五条第二号及び第三号並びに別表第二の備考二及び同表の備考四八の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。